

大阪市消防局からのお知らせ

消防同意の電子受付を開始します

令和7年7月1日から

消防同意申請の一部が大阪市行政オンラインシステム

で手続き可能となります



◇ 申請対象建築物

今回の対象は

建築基準法第6条第1項
第1～3号のうち

**一戸建ての住宅
長屋住宅**

※店舗その他これらに類する用途
を兼ねるものを除きます。

◇ 申請システム

大阪市行政オンラインシステム

◇ 受付時間について

**開庁日の9:00～17:30を
当日受付**とします(土日祝日を除く)。

※上記以外の時間に申請されたもの
については、翌開庁日が受付
日となります。

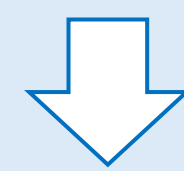
*メンテナンス時を除きます。

◇ 電子申請開始に伴う変更点

確認申請書【第一面】の「※消防関係同意欄」に記載していた「同意印」及び「大阪市消防長印」の押印を廃止します。

廃止

年	月	日
消	第	号
同	意	す
大	阪	市
消	防	長



電子申請による消防同意については、「同意・事務連絡通知書」に同意の旨を記載し、電子交付します。

【これまで】

【令和7年7月1日から】

確認申請書（建築物） （第一面） 指定確認検査機関 様 申請者氏名 _____ 設計者氏名 _____ 同意印・大阪市消防長印を廃止します <table><tr><td>※消防関係同意欄</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	※消防関係同意欄																同意・事務連絡通知書 指定確認検査機関 様 大阪市消防長 確認申請受付年月日:〇年〇月〇日 確認申請受付番号:第〇〇〇〇号 本申請については、(同一棟となる既存部分含み)次のとおり通知します。 <table><tr><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>消</td><td>第</td><td>号</td></tr><tr><td>同</td><td>意</td><td>す</td></tr><tr><td>大</td><td>阪</td><td>市</td></tr><tr><td>消</td><td>防</td><td>長</td></tr></table> 同意の旨を記載 <table><tr><td colspan="2">消防用設備等・危険物等</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	年	月	日	消	第	号	同	意	す	大	阪	市	消	防	長	消防用設備等・危険物等				その他							
※消防関係同意欄																																												
年	月	日																																										
消	第	号																																										
同	意	す																																										
大	阪	市																																										
消	防	長																																										
消防用設備等・危険物等																																												
その他																																												

◇ FAQ（よくある質問）

Q 今回の申請対象建築物の一戸建ての住宅、長屋住宅には、民泊が含まれますか？

A 民泊は、今回の申請には含まれません。

Q 店舗付き住宅などは、いつから電子申請が可能となるのですか？

A 今回対象の一戸建ての住宅、長屋住宅以外については、今後、申請対象を拡大する予定です。

Q 17:30以降も電子申請することは可能ですか？

A 申請システムは、24時間申請可能です。

Q 令和7年7月1日から紙申請も電子申請と同様に大阪市消防長印が廃止されるのですか？

A 紙申請についても廃止されます。

Q 令和7年7月1日から電子申請のみとなるのですか？

A これまで通り紙での申請も可能です。



【問い合わせ先】

大阪市消防局 予防部 規制課 建築・設備担当
大阪市西区九条南1丁目12番54号
電話番号: 06-4393-6386